

岡本の国会での質問

166-衆-内閣委員会-18号 平成19年05月11日

○河本委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、高市大臣にもお越しをいただいて、食の安全、とりわけ米国産牛肉のBSEの問題、国内のBSEの問題、牛肉の食の安全について、時間の許す範囲で少し話をしたいと思います。

まず最初に、一昨日、新聞等にも載りましたけれども、平成十八年度厚生労働科学研究報告書にも載りましたけれども、動物衛生研究所が分担研究者となり、プリオン病センターで研究をなされた「牛海綿状脳症プリオンの生物学的性状と種の壁のメカニズム解明」というこの報告書をもとに、新聞で、「二十一・二十三カ月 BSE牛 感染性確認できず」という報道が躍りました。「輸入条件影響も」とも書いておるわけでありまして、この研究報告について厚生労働省はどのように評価をし、この研究結果というのはいかなるものであったというふうにお考えになられているのか、まずは御答弁をいただきたいと思っております。

○菅原大臣政務官 今委員から御指摘の新聞報道のもととなりましたこの結果につきまして、平成十八年度のこの報告書の中で、二十一カ月齢、二十三カ月齢のBSEの牛につきまして、異常プリオンたんぱく質のマウスへの伝達性は確認されていない、このように記載をされております。

一方で、これらの牛につきましては、異常プリオンたんぱくが検出をされておりまして、BSEと確定診断されたものであり、伝達性試験の結果が陰性であったとしても確定診断結果は変わらない、このように厚生労働省としてはとらえております。

あわせて、BSEと確定診断された牛につきましては、と畜場法に基づいて焼却処分をすることになっておりまして、食用には用いていない、こういうことになっております。

また、伝達の試験の内容についてお話を申し上げますと、本試験につきましては、我が国で診断されました現在三十二のBSE事例のうち、八例目並びに九例目の異常プリオンたんぱく質の量が、通常のBSE感染例のものと比較して五百分の一から千分の一と極めて少ない状況にございまして、この性状解析には増幅が必要となったわけでございます。このため、牛の異常プリオンたんぱく質への感受性が高いいわゆるトランスジェニックマウスへの脳内接種を行いまして増幅試験を行ったものでございます。

そういうような一連のことが、今回の報告書の中に途中経過として取りまとめられている次第でございます。

○岡本(充)委員 ちょっと確認をしておきたいんです。私の言っていることが厚生労働省の見解として正しいのか正しくないのかというところを確認したい。

まず、今回の実験は、そもそも、脳乳剤という、脳から生成した液体を脳内接種した、その量で、要するに体積でその実験の公平性、公正性を担保しているわけでありまして、その中に含まれているプリオンの量をそろえたわけではないわけですね。まずそれが一点目。つまり、その中のプリオンの量が、二十一カ月、二十三カ月齢というのは少なかったということでこの実験はそもそもスタートしているということ。

それから、このプリオンの量に差がある中で、確かに、今回、伝達性の確認をすることができず失敗をした、また、二十一カ月、二十三カ月齢から得た異常プリオンが増殖できなかった、そして、人への一般化が難しい、こういったことが事実だというふうに私は考えておるわけでありまして、以上のことがイエスであるかノーであるか、それだけでいいです、教えてください。

○菅原大臣政務官 前段の、プリオンの量につきましては、先ほども答弁申し上げましたように、通常のBSE感染例のものと比較して極めて少ない、こういう状況がございます。それによって、この試験、実験というものが妥当であるかどうかということは、あくまでもこの量が少ないという状況の中でやらざるを得なかったという状況があったというふうに認識をいたしております。

また二つ目、人への影響につきましては、御案内のとおり、マウスへの脳内接種については、当然これは試験の中で可能であるわけでございますが、実際に牛の異常プリオンたんぱく質を人に接種するということは、今現在では非常に実現困難、難しい状況でございます。感染性の評価の手法が確立されていないという現状の中で、人への接種、そしてそれに関して感染性がどうかということ、実際のところ、今お答えするに至らない状況でございます。

○岡本(充)委員 人への接種は困難じゃなくて、やってはいけないことなんですよ。

政務官にお問いかけしていること、イエスカノーかで結構なんです。私が先ほど聞いたことが、この実験の結果として正しいのか正しくないのか、それだけでいいです。お答えをいただきたい。

○菅原大臣政務官 イエスでもありノーでもあるような気がいたします。いろいろと広範にわたって、この研究、途中経過でございますので、今のところこのようなお答えしかできません。

○岡本(充)委員 これは科学的な見地なんだから、イエスカノーかしかないですよ。そんな、大臣、きちっとレクを受けてくださいよ。これがノーだという部分があるんなら、では、ノーだという根拠を今から示してください。

○藤崎政府参考人 担当部長としてお答えさせていただきます。

イエスカノーかということで科学的なことをお答えするのはなかなか難しい局面もございますが、まず最初の、今回の実験が感染性が確認されていないということについて、これはいわゆるもともとのプリオンの量が少ないからそのような結果になるのではないかと、それはイエスカノーかという御質問かというふうに理解いたして……(岡本(充)委員「いや、違いますよ」と呼ぶ)そうではないんですか、失礼しました。そういう趣旨ではないんですか。

○岡本(充)委員 では、もう一回聞き直します。

そういう、原因と結論を、こうだからこうじゃないんです。私は結論だけを聞いています。考察じゃないんです。いいですか、部長、申しわけないですけども、もう一回言いますよ。

今回の実験は、そもそもプリオンの量に差がありましたよね。脳内接種をした実験系ですけれども、プリオンの量に差があった、これはイエスなはずですよ。それから、伝達試験に失敗をした、これもイエスなはずですよ、結論ですからね。それで、二十一カ月と二十三カ月齢から得た異常プリオンは増殖できなかった、これもイエスなはずですよ。人への一般化が難しい、これもイエスなはずですよ。これでノーだという部分が政務官があると言うから、それは一体どこにあるのかと聞いているんです。

○藤崎政府参考人 私どもがレクチャーをさせていただいた立場でございますので、御迷惑をおかけしてはならないという意味で私の方から御説明させていただきますが、今先生おっしゃった四点につきまして、伝達試験を失敗したと見るか、それは感染性が確認できなかったというふうにとるかという表現上の問題もあるのではないかなと思いますので、これを、研究そのものが失敗したとか、そういうとらえ方がなかなかできないという意味において、必ずしもその全部をイエスと言い切れないというふうに政務官が御判断されたのではないかなというふうに私はそんなたくいたしますけれども、今先生が私に確認の意味で四点言われたことにつきましては、失敗したかという表現はともかくとして、その事実関係については、先生がおっしゃるようにイエスであるというふうに事務局としては判断いたしております。

○岡本(充)委員 ここまでにこんなに時間がかかると思いませんでした。しっかり厚生労働省、国会答弁、時間が限られているんですから、これは確認するときのう通告しているんですから、それはちゃんと答弁をしてもらえるようにしておいてもらわなければ困ります。

続いて、二十一カ月、二十三カ月齢の牛の処分、今回の実験を踏まえて、今回の牛の処分が適切だったと先ほど御答弁をもういただいておりますけれども、今後とも、若齢牛であれ非定型であれ、BSEの牛は国民の食卓の上にはのせないという意欲を、高市大臣と食品安全委員長にそれぞれその決意をいただきたいと思います。

○高市国務大臣 これまでも、食品安全委員会で公正中立な立場から、そして科学的知見をもって牛肉の輸入条件に係る判断もさせていただいております。危険な牛肉を国民の食卓にのせないという強い思いを持って取り組んでまいります。

○見上参考人 お答えします。

要するに、BSEの検査をやって陽性だったものは食卓にのせないという、御趣旨はそうですね、そのとおりでございます。

○岡本(充)委員 大臣、危険な牛じゃなくて、BSEの牛、BSE感染だと確認をされた牛は当然食卓にのせない、こういうことです。危険な牛というふうなあいまいな表現じゃなくて、BSEの牛とはつきり言ってください。

○高市国務大臣 BSEに感染が確認された牛は国民の食卓にはのりません。

○岡本(充)委員 御答弁をいただいたところで、今度は、同じく新聞報道等にも載っておるわけでありまして、米国から牛肉の輸入条件の緩和の要求があると私は聞いております。今、それぞれ要求が来る中で交渉をされているんだろうと思っておりますが、今度は厚生労働省、農林水産省、どちらでも結構でございますけれども、どういう条件になれば食品安全委員会に輸入条件緩和の諮問をするのか。今の段階で想定するのは難しいと言われるような気もしますが、しかし、何らか、例えばこういう条件を整えればというものがあると思っております。それは一体どのような条件なのか、お答えください。

○藤崎政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、どういう条件かということをお示しするということにはなかなか難しいわけですが、現在の米国からの要求といいたまいますか、言われていることにつきましては、まず、OIEにおけるステータスの申請をしておりますので、それがOIE総会で仮に米国の主張するような形で管理されたリスク機関に認定されるということになりますと、それをベースに、国際基準に従って日本の輸入条件を緩和するよというところが当然要求されてくるんだろうと思っております。

また、もう一方で、現在、昨年七月に輸入を再々開いたしましたときに、検証期間として、きちんとしたアメリカの輸出条件のプログラムが機能しているかどうかを検証するということがございますので、この検証期間が終了しないことには、私ども、そういうお話が来ても新たに協議に入るということにはできないというふうに申し上げておりますので、それが終了するということを前提にして、仮にそういうお話が来ればということになろうかと思っております。

私どもリスク管理機関としては、厚生労働省、農林水産省、それぞれいろいろと、そういうことがもし要求が出てくれば、どのようなことを検討した上で食品安全委員会に諮問が可能なのか、つまり、こういう形で検討をお願いいたします、そしてその検討の結果がこうであれば私どもリスク管理機関としてはこのように対応してまいりますというようなことを整理してお話することになろうかと思っております。

そういう意味では、やはりこれまで、リスク評価機関としての食品安全委員会で、御指摘になりましたような米国における飼料規制のあり方の問題、あるいはサーベイランスの状況等々、こういうものを勘案しながら、私どもとして米国の要求するような条件緩和ということリスクを評価していただくという意味において、食品安全委員会に諮問できるかどうかということを検討していくことになるのではないかなというふうに考えております。

○岡本(充)委員 それは最後の方に聞こうと思っていたんですけども、本来であれば、例えば、米国で懸念をされている、今部長が言われましたサーベイランスの問題、それから飼料規制の問題、それからもっと言えば、米国がやるやると言っていてなかなか進んでいないように見えるアニマルIDの話、それからSRM除去についても一部不安が残っているという話、肉質判別のA40、これが本当に今の線引きとして妥当なのかどうかのフォローアップ調査も、これは懸念が残っている。指摘をすれば幾つもこれは懸案があるわけでありまして。

この一つ一つをきちっと片づけてからでなければ、当然、三十カ月齢に上げる云々以前の問題として、今の検証期間も終えられないんじゃないかと私は思うわけなんですけれども、この検証として、これから米国に行って工場の中の手続はどうやら見てくるようでありますけれども、こういった飼料規制のあり方、サーベイランスのあり方、もっと言えば、先ほど指摘をした個別の事案についても含めて、きちっと米国で今回の査察、チェックをしてきてほしいと思うわけですが、こういった観点も当然チェックをしていただけるんですね。

○藤崎政府参考人 お答え申し上げます。

今回の査察は、先ほど申し上げましたように、検証期間の終了が可能かどうかということでございまして、その検証期間の終了とは何かといいますと、対日輸出条件のプログラムが機能しているかどうかということ、システムとしての評価を行うということになってまいりますので、それは何かといいますと、二十月齢以下のものが入ってくる、そういうような形になっているかどうかということでありまして、また、SRMがきちんと除去されているかということを見てくるということになっております。

そういう意味では、必ずしも今の時点で、飼料規制がどうかということが今回の査察の対象になるということではなく、今先生おっしゃったように、広い意味で、今後の日本に対する輸出条件の緩和要求をしてくる中で、我々としてどういうことをデータとしてお示しいただくかという中では当然に含まれてくる話ではないか、そのように考えております。

○岡本(充)委員 今回のいわゆるテスト期間終了というのは、二十カ月齢以下の品が日本に届いているのかどうか、多分、工場内の手続、プログラム、それから書類、これをチェックしてくることがメインなんだろうと思っているというか、これしかチェックしてこないだろうと私は正直にらんでいます。

しかし、そもそも米国産牛肉の安全性という観点でいえば、この二十カ月齢が適切であるのかどうか、A40が適切であるのかどうかというそもそも論についても、本来はこれからのフォローアップが必要だと明確に指摘をされているわけであって、それについてのフォローアップもなされない中、本当に今のテスト期間を終えていいのかどうか、こういう疑問が生じるわけなんです。

ここで、農林水産省に一点確認をしておきたいんです。かねてより私が指摘をしております肉質判別のフォローアップ、これはいつになったら出てくるんですかね。

日本政府は、外交でも、例えば北朝鮮の問題と比較するのも失礼であるから言いたくもないけれども、比較をすれば、外交においては、例えばいつまでという条件をつけてくるのが、時間がたてば至極当然のことです。相手のあることですから、これですつといけるのであれば、それは相手の言うことをただ聞いているだけにすぎなくなってくる。いつまでにこの資料を整えさせるのか、整えてもらえるように返事が来るのか、せめてそこだけでも明確な期日をお示しいただきたいと思っております。

○貝谷政府参考人 お答えいたします。

今先生御指摘のA 40の問題、これはかねてより先生からも御指摘をいただいております。二月にも委員会での御指摘ございました。私ども、それ以前にも、査察の際なりさまざまな機会を通じまして米国側には督促を行ってきているところでございます。

A 40 そのものにつきましては、専門家の検討の結果、判別の方法としては極めて精度の高いものだというような見方をいただいた上で、さらにフォローアップというのは今先生御指摘のとおりでございますが、今現在、米国からは、これについてのフォローアップ報告書は来ておりません。

私どもといたしましても、米国側に対しまして、今先生はいつまでにとということをおっしゃいましたが、提出可能な時期の明示を求める、今後そういう形で行っていきたくと考えておりまして、早急に報告書を提出するよう強力に働きかけていきたくというふうに考えております。

○岡本(充)委員 その報告、どうだったかぐらいは、いつまでに私に教えていただけますか。

○貝谷政府参考人 これは、私ども大変米国側に対しても強く言っているところでございますし、さらに今後それを米国側にも強く言っていくということでございますので、状況に応じまして、先生の方にも御報告できるようにしたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 その結果すらいつ報告してもらえないかわからないというのでは、これは大変残念でありますし、そういうことであるから、逆に言えば、本当に一生懸命やっているのかなという疑いすら持ちちゃう。見えないわけですからね、私の方からは、ぜひこれは早急に報告をいただきたいと思えます。

続いて、食品安全委員会にもう一度ちょっと戻ります。

日本へ牛肉を輸出している、十三カ国ほどあると聞いておりますが、BSEのリスク評価、みずから評価をしていくということが一部報道され、これから検討していくという話でありましたが、そろそろどういう方向性を出すのかというのが決まってくるんじゃないかと思うんです。今後のみずから評価に向けての方針なりが、今お示しできればお示しをいただきたいし、お示しいただけないなら、いつごろまでにその方向性を発表されるのか、その議論の過程だけでも御説明いただけますか。

○見上参考人 本来だったら高市大臣がお答えした方がいいような気がするんですけども。

どういうステップで今まで来ているかをちょっと言いますと、既に、まず最初はプリオン専門調査会から、みずから評価で十三カ国やるということが調査会で決まって、それで食品安全委員会の中でそれを話して、次のステップとしてリスコミをまずやって、それを四回やって終了して、その次のステップとしてパブコメを今現在やっている最中でございます。それが終わったら、食品安全委員会として、みずから評価を本当にやるかどうか最終決定をしまして、それでプリオン調査会等とも相談してやっていきたい。

現時点においては、最後の、食品安全委員会でのそれは終わっていませんので、パブコメが終わり次第やりたいと思いますが、将来ですけれども、多分そういう方向づけになるとは思いますけれども、同時に現在、資料を並行して集めています。

以上が経過でございます。

○齊藤政府参考人 済みません、ただいま見上委員長からお答えしたのが基本的な流れでございまして、ちょっと一点だけ。委員長から御訂正いただいた方がいいのかもしれませんが。

プロセスの中で、意見交換会を実施しました。それは、四月二十三日から二十七日にかけて意見交換会を実施しておりますけれども、意見交換会を実施することで皆さんの意見を聞くということで、これについてパブリックコメントは特段とらない、この意見交換会をもって次の委員会での検討に進む、そういうふうに予定しております。

○岡本(充)委員 どちらにしても、方向性としては、みずから評価をやるという方向性は今委員長からお示しをいただいて、うなずいていただいていますからそれは事実でしょうから、きちっとやっていただきたい。

それからもう一つは、米国産牛肉のリスク評価も、再度、もしかしたら諮問される可能性があるかもしれませんが。その中でぜひお願いをしたいのは、リスクの評価をするのが食品安全委員会の仕事だといっても、例えば米国の牛肉の安全管理体制についてリスク評価をするというのも、これはリスク評価の対象になり得るわけですよ、安全管理体制。

例えば、これはもう前回の結論が出たときにも、安全管理体制に懸念を示しながらも、その部分はリスク管理官庁に任せる、そういう整理で評価をしていました。しかし、安全管理体制が本当に守られているかどうかをチェックするのはリスク管理官庁であったとしても、この体制自体が本当に食品に対するリスクとしてどうなのかということの評価するのは食品安全委員会の仕事であると思わなければならない。

そんな中、先ほども出ましたサーベイランスの状況、そして飼料規制のあり方、それからアニマルIDの問題、こういったものがありますけれども、例えばSRM除去、また飼料規制の今の現状など、こういったものを組み合わせたリスク分析などは今後なされていく御予定があるのか。もし再諮問をされたときには、そういった部分にも十分なお力を注いでほしいと思わなければならないのですが、委員長として御答弁をいただきたいと思えます。

○見上参考人 それは非常に難しい問題で、食品安全委員会があくまでも管理に関しては一切入り込まないというのが哲学でございまして、仮に今議員が御指摘の点等を考えても、あくまでも管理省庁がそれはやるべきことであって……(岡本(充)委員「管理はそうです」と呼ぶ)それで、管理がどういうふうに行われているかということも食品安全委員会でチェックはできません。人もいないし、何もいないし。それはあくまでも厚生労働または農林水産省がやるべきことであって、我々はやるつもりはございません。

○岡本(充)委員 違うんです、委員長、何も管理ができていのかどうかをチェックしろと言っているわけじゃないです。管理の体制がどうなのかというのは、これは評価の対象になるんじゃないですか。今、人がいないと言われたけれども、人がいればできるのかどうかは別の段として、評価の対象として、こういう管理体制がいいのかどうか。管理ができていのかどうかじゃないんですよ、管理体制はどうなのかということが評価の対象になるんじゃないですかと聞いています。

○見上参考人 ごめんなさい、そうですけれども、それはもう既にアメリカ、カナダ産の牛肉の同等性をやったときに、十分評価機関としてプリオン専門調査会がそれをやりました。

○岡本(充)委員 ただ、最終的な結論の中には、一部懸念が示されている、そういう結論であったことはもう委員長も御承知のとおりであります。

したがって、今管理体制がどうなっているのかについて食品安全委員会としてもフォローアップをしていく、そういう必要性が、次の諮問のときなのか、時期はいずれにせよ、出てくるんだというふうに私は思うわけなんです。今すぐやれと言っているわけじゃない。ただ、そういう機会を見つけて安全管理体制ということについてのリスク評価もぜひやっていただきたいし、その中には、SRMの除去と飼料規制の状況をどのように組み合わせたら例えばどのようなリスク評価になるのかというような部分についても、これはぜひ評価をしていただきたい、こういうことをお願いしています。

今、単品で評価しているんですよ、これまでは。SRMの除去の状況はどうだとか、飼料規制の状況はどうだとか、こういうふうに行っている。例えばこういう飼料規制でこういうSRM除去、これだとこういう評価だ、こういうようなコンビネーションでの評価を十分なされていないと私は見ておりますので、そういった部分についてもぜひ評価をいただきたいということをお願いしているわけでありま

す。

それについて委員長から、もちろん中身を、これもやれ、あれもやれと私が命ずる立場でもありませんが、やっていただきたいという要請でありますので、それについては御検討いただけるかどうかだけでもお返事いただけますでしょうか。

○見上参考人 私の立場から、正式にそういうものが来た場合にプリオン専門調査会の評価チームとも相談しながらやるということで、この場で議員の御指摘の点をやりますともやりませんとも、そういう御返事は差し上げるわけにはいきません。(岡本(充)委員「努力はしてもらえますか」と呼ぶ)先ほど申し上げたとおりです。

○岡本(充)委員 努力はしてもらえるということですから、それを大いに期待したいと思います。これできょうの質問は終わります。ありがとうございました。